

今年のアメリカ川改修工事説明会

美国仮橋7月開通

7月仮橋開通後、27年度中に現橋撤去工事に着手

アメリカ川河川改修事業は、今年度も引き続き国道アメリカ橋の仮橋工事が継続実施されます。工事の概要を地域の皆さんに広くお知らせし、円滑な施工にご理解とご協力をいただくため、去る5月19日、町総合文化センターで工事説明会が開催されました。

説明会では、アメリカ川改修事業の実施主体である道後志総合振興局小樽建設管理部、関連工事の国道アメリカ橋架替工事を実施する開発局小樽開発建設部小樽道路事務所に、町の三機関を説明員に、関係地権者や町内会長・団体長など16名が出席しました。

道開発局小樽道路事務所からは、今年度の工事は、現在のアメリカ橋上流側の仮橋を含む仮道を7月中に供用

た。これは河川幅の拡張工事により、河川増水時の水位の上昇を回避する効果が期待できます。この工事は、国道アメリカ橋架替工事の進捗に併せた工程の調整が必要となりますので、11月からの着工が予定されています。



町からは国と道の工事に伴い、アメリカ橋右岸部の水道配水管の仮移設工事を7月下旬から8月末の間に実施する予定であることを説明しました。この工事は、北海道の費用負担により町が発注します。

開始させた後に、現在の橋を撤去し、新橋の右岸（小泊）側の橋台・橋脚を整備することや、この間は、バス停留所・信号機及び横断歩道等が仮移設されること。また、通行止めとなっていた栄町本通線が通行可能となりますが、新たに漁港通線（柳町地区）と小泊線が国道との取付部で通行止めとなることの説明がありました。

11月から川幅拡張工事

下流右岸部護岸

小樽建設管理部からは、今年度の国道アメリカ橋架替工事で施工される新橋右岸側の橋台・橋脚の整備に併せ、その下流部の未整備区間約40mの、新たな護岸整備を実施する説明がありました。

国・道の工事は、交通安全対策や低騒音の大型機械を使用する他、河川内の土砂掘削作業の際は大型土嚢での締め切りにより、濁水を極力流出させない等の対策をとることになっています。町民の皆様のご協力をお願いいたします。

副町長に 奥山 均 氏 再任 (第2期目)

—第1回定例議会での選任同意を経て4月11日就任—
【ご挨拶】

熱意ある地方の創意工夫が求められている地方創生の時代にあって、「財政の健全維持」「行政・公共サービス水準の維持」「町の振興・地域の活性化」という3つの課題の両立を基本に、「町民の皆さんが安心して暮らせるふるさとづくり」の実現をめざし、日々、邁進していかなければならない中、積丹町副町長再任に、改めて、身の引き締まる思いと、その職責の重さを痛感しているところです。

松井町政の目指す「行政と町民の皆さんが、共に考え、共に行動する協働の町づくり」を基本として、小さくても積丹町らしく素朴で、明るく夢を語り合えるような町づくりを目指し、職員と共に、知恵と行動力を出し合いながら、既成概念にとらわれることなく、微力ではありますが、松井町長の補佐役として、町振興発展のために、精励恪勤してまいりますので、町民の皆様のご指導とご協力をお願い申し上げます。

奥山副町長略歴

昭和34年8月	斜里郡清里町出身（55歳）
昭和50年3月	古平町立古平中学校卒業
昭和53年3月	北海道余市高等学校卒業
昭和58年3月	東京電機大学工学部卒業
昭和58年4月	株式会社 榎ほくさん入社
昭和59年4月	企画開発本部研究所勤務
	積丹町役場勤務
	企画係長・水産係長など歴任
平成17年4月	農林課長
平成17年7月	商工観光課長
平成20年10月	総務課長
平成23年4月	副町長に就任（第1期目）



社会保障・税番号（マイナンバー）制度 が始まります



マイナちゃん

平成 27 年 10 月にマイナンバー（個人番号）
が町民の皆様一人ひとりに通知されます

平成 25 年 5 月に「行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律」が成立し、平成 28 年 1 月から、社会保
障、税、災害対策の行政手続にマイナンバーが必要になります。

マイナンバーは社会保障・税・災害対策分野の中でも、法律や自
治体の条例で定められた行政手続でしか使用することは出来ません。

マイナンバー導入のメリット！

次の 3 つの効果が期待されています

■マイナンバーって何？

マイナンバーは、日本国内の市区町村に住民票を持つ人たちが 1 人
に一つずつ配付される 12 桁の番号です。この番号を利用して、複数
の行政機関に存在している国民一人ひとりの情報を「これは同じ人
のもの」という確認を行うための社会的しくみです。

公平・公正な
社会の実現

給付金などの不正受給の防止
行政機関が国民の所得状況などを
把握しやすくなり、不正受給を防
止できます。

国民の利便性
の向上

面倒な手続きが簡単になる

各種申請時に必要な、証明書など
の書類の添付を省略できるよう
になります。

行政の効率化

手続きが正確で早くなる

行政機関・地方公共団体での作業
が削減され、手続きがスムーズに
なります。

《今後のスケジュール》

平成 27 年 10 月「通知カード」の発行

平成 28 年 1 月 行政手続での利用開始
「個人番号カード」の交付開始

マイナンバー制度に関するお問合わせは

コールセンター（全国共通ナビダイヤル）

0570-20-0178

平日 9 時 30 分～17 時 30 分（土日祝日、年末年始を除く）

今後、マイナンバー制度の内容等について、町広報誌でお知らせする予定です。次回は 8 月号で通
知カードと個人番号カードについて掲載します。

【問合わせ先】役場総務課 TEL 44-2112